

令和4年12月第4回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 招 集 告 示 | 11月 25日 (金) |
| (2) 開 会 | 12月 6日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 報 告 | 3件 |
| 〔 1 専 決 処 分 〕 | 3件 |
| (2) 議 案 | 20件 |
| 〔 1 条 例 〕 | 7件 |
| 〔 2 補 正 予 算 〕 | 8件 |
| 〔 3 指定管理者の指定 〕 | 1件 |
| 〔 4 契約・財産の取得 〕 | 2件 |
| 〔 5 訴 え の 提 起 〕 | 2件 |
| 計 | 23件 |

提出案件一覧

報告

【専決処分 3件】

- 1 報告第27号 専決処分の承認について（令和4年度土浦市一般会計補正予算（第11回））
- 2 報告第28号 専決処分の報告について（和解について）
- 3 報告第29号 専決処分の報告について（和解について）

議案

【条例 7件】

- 1 議案第74号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 2 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 議案第76号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 4 議案第77号 土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 5 議案第78号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 6 議案第79号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について
- 7 議案第80号 土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について

【補正予算 8件】

- 1 議案第81号 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）
- 2 議案第82号 令和4年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第83号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第84号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 5 議案第85号 令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 6 議案第86号 令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 7 議案第87号 令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 8 議案第88号 令和4年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）

【指定管理者の指定 1件】

- 1 議案第89号 土浦市駐車場の指定管理者の指定について

【契約・財産の取得 2件】

- 1 議案第90号 神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結について
- 2 議案第91号 財産の取得について（土浦消防署配置高規格救急自動車購入）

【訴えの提起 2件】

- 1 議案第92号 訴えの提起について
- 2 議案第93号 訴えの提起について

令和4年第4回市議会定例会 報告

【専決処分 3件】

1 報告第27号 専決処分の承認について（令和4年度土浦市一般会計補正予算（第11回））

☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	58,921,478	3,094	58,924,572
合計（全会計）	100,699,417	3,094	100,702,511

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

区分	補正前	補正額	補正後
歳入 国庫支出金	12,124,836	3,094	12,127,930
合計	58,921,478	3,094	58,924,572
歳出 総務費	6,891,778	3,094	6,894,872
合計	58,921,478	3,094	58,924,572

令和4年度第11回補正予算（令和4年11月11日専決）概要

一般会計

（単位：千円）

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考		
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	3,094	3,094				0	マイナンバー関係事業（市民課） ・マイナンバー関係業務に従事する会計年度任用職員の報酬等の増 報酬 2,952千円 旅費 142千円 【歳入】 個人番号カード交付事務費補助金（国庫支出金） 3,094千円	3,094
歳出合計			3,094	3,094	0	0	0	一般財源	0	

2 報告第28号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和4年10月20日（木）午前10時15分頃
事故発生場所	土浦市真鍋二丁目499番5地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	市職員が市道Ⅰ級17号線の歩道部分の草刈作業中、刈払機により跳ねた石が、同市道を走行していた相手方の車両に当たり、相手方の車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 67,870円（相手方損害認定額 67,870円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和4年11月10日

3 報告第29号 専決処分の報告について（和解について）

公園管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和4年9月16日（金）午後6時30分頃
事故発生場所	土浦市大岩田136番1地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	相手方が霞ヶ浦総合公園外周道路を走行中、道路にせり出した樹木に接触し、相手方の車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 465,573 円（相手方損害認定額 581,966 円×80%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和4年11月21日

令和4年第4回市議会定例会 議案

【条例 7件】

1 議案第74号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

条例の趣旨	公職選挙法施行令の一部改正に伴う関係条例の改正																		
主な内容	<p>●土浦市議会議員及び土浦市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法施行令の改正に伴う選挙公営に要する経費の限度額の引上げ <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>公費負担の対象経費</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車借入使用料／1日</td> <td>15,800</td> <td>16,100</td> </tr> <tr> <td>自動車燃料費／1日</td> <td>7,560</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>ポスター作成費／1枚</td> <td>1,030</td> <td>1,060</td> </tr> </tbody> </table> <p>●土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法施行令の改正に伴う選挙公営に要する経費の限度額の引上げ <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>公費負担の対象経費</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビラ作成費／1枚</td> <td>7.51</td> <td>7.73</td> </tr> </tbody> </table>	公費負担の対象経費	改正前	改正後	自動車借入使用料／1日	15,800	16,100	自動車燃料費／1日	7,560	7,700	ポスター作成費／1枚	1,030	1,060	公費負担の対象経費	改正前	改正後	ビラ作成費／1枚	7.51	7.73
公費負担の対象経費	改正前	改正後																	
自動車借入使用料／1日	15,800	16,100																	
自動車燃料費／1日	7,560	7,700																	
ポスター作成費／1枚	1,030	1,060																	
公費負担の対象経費	改正前	改正後																	
ビラ作成費／1枚	7.51	7.73																	
施行期日	公布の日																		

2 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

<p>条例の趣旨</p>	<p>地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の一括改廃</p>												
<p>主な内容</p>	<p>●定年延長にかかる措置</p> <p>○定年年齢の引き上げに関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、65歳とする。 <table border="1" data-bbox="450 472 1362 589"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年年齢</td> <td>61歳</td> <td>62歳</td> <td>63歳</td> <td>64歳</td> <td>65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>○管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職にある職員は、60歳到達後、最初の4月1日までに管理職以外の職に降任する。ただし、特に必要がある場合は、引き続き管理職として勤務可能とする。 ・管理職の勤務期間を延長した職員を育児休業取得対象外とする。 ・管理職の勤務期間を延長した職員を公益法人等への派遣対象外とする。 <p>○定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳到達後、最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる。 ・定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる。 <p>○情報提供・意思確認制度に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する。等 <p><改正する条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●土浦市職員の定年等に関する条例 ●土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 ●土浦市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ●土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ●土浦市職員の育児休業等に関する条例 ●土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ●土浦市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ●土浦市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 <p><廃止する条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●土浦市職員の再任用に関する条例 	年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度	定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度								
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
<p>施行期日</p>	<p>令和5年4月1日</p>												

3 議案第76号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について

条 例 の 趣 旨	人事院勧告及び地方公務員法の改正に伴い関係条例を一括改正																
主 な 内 容	<p>● 土浦市職員の給与に関する条例の改正</p> <p>①給料表水準の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給の引上げ (大卒+3,000円、高卒+4,000円) ・若年層の給料月額引上げ(900円程度) <p>(一般職員の例)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6月期</td> <td>12月期</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95月</td> <td>1.05月</td> <td>2.00月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6月期</td> <td>12月期</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.00月</td> <td>1.00月</td> <td>2.00月</td> </tr> </table> <p>②令和4年12月の勤勉手当率を0.1月引上げ (再任用職員は0.05月)</p> <p>③令和5年度の勤勉手当について6月期及び12月期が均等になるように配分</p> <p>④その他の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定再任用職員の給与月額等の設定 ・60歳到達後の給料月額を、管理職の勤務期間を延長した職員を除き60歳到達前の7割とする。 ・「監査事務局長」の名称を「監査委員事務局長」に改める。 <p>● 土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>● 土浦市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例</p> <p>● 土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の改正</p> <p>②令和4年12月の期末手当率を0.05月引上げ</p> <p>③令和5年度の期末手当について6月期及び12月期が均等になるように配分</p>	令和4年度	6月期	12月期	合計	勤勉手当	0.95月	1.05月	2.00月	令和5年度	6月期	12月期	合計	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
令和4年度	6月期	12月期	合計														
勤勉手当	0.95月	1.05月	2.00月														
令和5年度	6月期	12月期	合計														
勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月														
施 行 期 日	①② 公布の日(令和4年4月1日遡及適用)、 ③④ 令和5年4月1日																

4 議案第77号 土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	定年年齢の引き上げに合わせた高齢者部分休業取得可能年齢の段階的な引き上げ																					
主 な 内 容	<p>● 高齢者部分休業の取得可能年齢を、定年年齢の5歳前からとする改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>定年年齢</th> <th>取得可能年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度まで</td> <td>60歳</td> <td>55歳から取得可能</td> </tr> <tr> <td>令和5・6年度</td> <td>61歳</td> <td>56歳から取得可能</td> </tr> <tr> <td>令和7・8年度</td> <td>62歳</td> <td>57歳から取得可能</td> </tr> <tr> <td>令和9・10年度</td> <td>63歳</td> <td>58歳から取得可能</td> </tr> <tr> <td>令和11・12年度</td> <td>64歳</td> <td>59歳から取得可能</td> </tr> <tr> <td>令和13年度以降</td> <td>65歳</td> <td>60歳から取得可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高齢者部分休業制度： 加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、勤務時間を短縮する部分休業制度</p> <p>● 給与減額の計算方法の見直し等</p>	年度	定年年齢	取得可能年齢	令和4年度まで	60歳	55歳から取得可能	令和5・6年度	61歳	56歳から取得可能	令和7・8年度	62歳	57歳から取得可能	令和9・10年度	63歳	58歳から取得可能	令和11・12年度	64歳	59歳から取得可能	令和13年度以降	65歳	60歳から取得可能
年度	定年年齢	取得可能年齢																				
令和4年度まで	60歳	55歳から取得可能																				
令和5・6年度	61歳	56歳から取得可能																				
令和7・8年度	62歳	57歳から取得可能																				
令和9・10年度	63歳	58歳から取得可能																				
令和11・12年度	64歳	59歳から取得可能																				
令和13年度以降	65歳	60歳から取得可能																				
施 行 期 日	令和5年4月1日																					

5 議案第78号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ
条例の一部改正について

条例の趣旨	施設の所在する地番の誤りの訂正
主な内容	<p>● 都和小学校、都和小学校第1児童クラブ、都和小学校第2児童クラブ、都和小学校第3児童クラブの位置の改正</p> <p>(改正前) (改正後)</p> <p>土浦市並木五丁目 4826 番地 1 → 土浦市並木五丁目 4826 番地 <u>2</u></p>
施行期日	公布の日

6 議案第79号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について

条例の趣旨	新治運動公園多目的グラウンドの人工芝整備に伴う使用料の改正																																	
主な内容	<p>● 新治運動公園多目的グラウンドの使用料の改正</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>市内の居住者</th> <th>市外の居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>1,320円</td> <td>1,975円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1,100円</td> <td>1,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <p>(1) 団体料金 [2時間あたり]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>市内の居住者</th> <th>市外の居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>2/3面</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1/3面</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人料金 (新規) [2時間あたり]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>市内の居住者</th> <th>市外の居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 障害者に関する減免規定の追加、字句の整理</p>	利用区分	市内の居住者	市外の居住者	全面	1,320円	1,975円	半面	1,100円	1,650円	利用区分	市内の居住者	市外の居住者	全面	3,000円	6,000円	2/3面	2,000円	4,000円	半面	1,500円	3,000円	1/3面	1,000円	2,000円	利用区分	市内の居住者	市外の居住者	一般	300円	600円	高校生以下	150円	300円
利用区分	市内の居住者	市外の居住者																																
全面	1,320円	1,975円																																
半面	1,100円	1,650円																																
利用区分	市内の居住者	市外の居住者																																
全面	3,000円	6,000円																																
2/3面	2,000円	4,000円																																
半面	1,500円	3,000円																																
1/3面	1,000円	2,000円																																
利用区分	市内の居住者	市外の居住者																																
一般	300円	600円																																
高校生以下	150円	300円																																
施行期日	令和5年4月1日																																	

7 議案第80号 土浦市高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について

条例の趣旨	代替制度の普及により、近年の利用実績がなくなったことに伴う廃止
施行期日	令和5年4月1日

【補正予算 8件】

- 1 議案第81号 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）
- 2 議案第82号 令和4年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第83号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 4 議案第84号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 5 議案第85号 令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 6 議案第86号 令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 7 議案第87号 令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 8 議案第88号 令和4年度土浦市水道事業会計補正予算（第1回）

★予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	58,924,572	191,161	59,115,733
特別会計計	41,777,939	51,322	41,829,261
駐車場事業	134,210	3,300	137,510
国民健康保険	14,396,980	△ 1,789	14,395,191
後期高齢者医療	2,211,937	5,960	2,217,897
介護保険	12,543,227	7,550	12,550,777
農業集落排水事業	113,775	9,825	123,600
下水道事業	7,224,628	23,494	7,248,122
水道事業	4,578,566	2,982	4,581,548
合計（全会計）	100,702,511	242,483	100,944,994

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

区分	補正前	補正額	補正後	
歳入	使用料及び手数料	1,313,513	302	1,313,815
	国庫支出金	12,127,930	4,629	12,132,559
	県支出金	4,420,905	9,227	4,430,132
	寄附金	700,502	1,450	701,952
	繰入金	1,471,678	169,623	1,641,301
	諸収入	1,059,204	5,930	1,065,134
合計	58,924,572	191,161	59,115,733	
歳出	議会費	335,172	△ 4,901	330,271
	総務費	6,894,872	61,227	6,956,099
	民生費	24,152,023	△ 16,461	24,135,562
	衛生費	5,045,026	90,319	5,135,345
	農林水産業費	726,435	10,028	736,463
	商工費	1,629,478	37,357	1,666,835
	土木費	6,048,442	△ 4,045	6,044,397
	消防費	1,886,275	20,813	1,907,088
教育費	5,983,015	△ 3,176	5,979,839	
合計	58,924,572	191,161	59,115,733	

令和4年度第12回補正予算(令和4年第4回定例会) 概要

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	5,503			5,930	▲ 427	職員給与計算事業(人事課) 5,503 ・県との対等相互交流により市に派遣された職員の人件費相当分を支払うための負担金の増 負担金 5,503千円 ・県との対等相互交流により市から派遣した職員の人件費相当分の支払いを受けるための繰入金 【歳入】 対等相互交流職員等件費繰入金 5,930千円
			▲ 6,959				▲ 6,959	亀城プラザ管理運営事業(生涯学習課) ▲ 6,959 ・光熱水費(電気)が増となるものの、産業文化事業団の人事異動による人件費の減及び委託料の減に伴う、指定管理料の減 指定管理料 ▲6,959千円
		8 財産管理費	16,676				16,676	財産管理事業(管財課) 16,676 ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 16,676千円
		25,077				25,077	本庁舎維持管理事業(管財課) 25,077 ・燃料価格の高騰に伴う負担金(電気・ガス)の増 負担金 25,077千円	
	12 地区コミュニティ活動推進事業費	▲ 1,666			▲ 1,666	0	提案型共助社会づくり支援事業(市民活動課) ▲ 1,666 ・提案型共助社会づくり支援事業対象事業の未実施による補助金の減 補助金 ▲1,666千円 【歳入】 協働のまちづくり基金繰入金 ▲1,666千円	
	20 防災費	164				164	情報伝達体制整備事業(防災危機管理課) 164 ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 164千円	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	6,297				6,297	社会福祉施設管理運営事業(社会福祉課) 6,297 ・燃料価格の高騰に伴う指定管理料(電気)の増 指定管理料 6,297千円
		2 児童福祉費	372				372	要支援児童等見守り強化事業(子ども包括支援課) 372 ・令和3年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金に係る国庫補助金の超過交付分を返還するための返還金の増 返還金 372千円
		566	531			35	子育て世代包括支援センター事業(子ども包括支援課) 566 ・令和4年4月から産前・産後休暇が有給化されたことに伴う報酬の増 報酬 566千円 【歳入】 子ども・子育て支援交付金(国庫支出金) 425千円 子ども・子育て支援交付金(県支出金) 106千円	
		1,157	388			769	産後ケア事業(子ども包括支援課) 1,157 ・産後ケア施設利用者の増加に伴う委託料の増及び令和3年度母子保健衛生費国庫補助金の超過交付分を返還するための返還金の増 委託料 777千円 返還金 380千円 【歳入】 母子保健衛生費補助金(国庫支出金) 388千円	
	4 母子父子福祉費	343				343	助産事業(子ども包括支援課) 343 ・令和3年度児童入所施設措置費等負担金に係る国庫補助金の超過交付分を返還するための返還金の増 返還金 343千円	
	6 私立保育園費	3,064	2,042			1,022	病児、病後児保育事業(私立分)(保育課) 3,064 ・体調不良児対応の病児保育を実施する私立保育所が増えたことに伴う補助金の増 補助金 3,064千円 【歳入】 子ども・子育て支援交付金(国庫支出金) 1,021千円 子ども・子育て支援交付金(県支出金) 1,021千円	

4	衛生費	1	保健衛生費	6	母子保健事業費	0	228		▲ 228	母子保健事業(子ども包括支援課) ・母子保健対策強化事業の創設に伴う、母子保健事業に対する母子保健衛生費補助金の充当 【歳入】 母子保健衛生費補助金(国庫支出金) 228千円	0				
						503			503	産婦健康診査事業(子ども包括支援課) ・令和3年度産婦健康診査事業に係る母子保健衛生費国庫補助金の超過交付分を返還するための返還金の増 返還金 503千円	503				
				8	保健センター費	1,961		450	1,511	保健センター管理運営事業(健康増進課) ・保健センターの運営に必要な物品を購入するための消耗品費等の増及び燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 消耗品費 473千円 光熱水費 1,400千円 備品購入費 88千円 【歳入】 衛生費寄附金 450千円	1,961				
				3	清掃費	4	汚泥再生処理センター費	1,901			1,901	汚泥再生処理センター維持管理事業(環境衛生課) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 1,901千円	1,901		
						5	清掃センター費	53,772			53,772	ごみ焼却施設維持管理事業(清掃センター) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 53,772千円	53,772		
								5,974			5,974	管理型最終処分場維持管理事業(清掃センター) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 5,974千円	5,974		
				5	農林水産業費	1	農業費	2	農業総務費	9,825		9,825	農業集落排水事業特別会計繰出金(財政課) ・農業集落排水事業特別会計における、財源不足を補うための繰出金の増 農業集落排水事業特別会計繰出金 9,825千円	9,825	
				6	商工費	1	商工費	2	商工業振興費	3,085			3,085	商工業振興育成事業(商工観光課) ・光熱水費(電気・ガス)の増、賃貸借料(トレーニング室機器故障による新規リース)の増に伴う、指定管理料の増 指定管理料 3,085千円	3,085
										10,800	8,100		2,700	わくわく茨城生活実現事業(商工観光課) ・本市に移住し、新たに就業・起業・テレワーク等を行う者に対して、移住支援金を交付するための補助金の増 補助金 10,800千円 【歳入】 わくわく茨城生活実現事業費補助金(県支出金) 8,100千円	10,800
													▲ 13,491	プレミアム付商品券発行事業(新型コロナウイルス対策)(商工観光課) ・プレミアム付商品券発行の実績に応じた財源更正 【歳入】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国庫支出金) 13,491千円	0
5	観光費	4,833							4,833	観光事業(商工観光課) ・産業文化事業団本部の職員1名増による人件費の増に伴う運営補助金の増 産業文化事業団本部運営補助金 4,833千円	4,833				
7	土木費	4	都市計画費	1	都市計画総務費	25,674			25,674	下水道事業会計繰出金(財政課) ・下水道事業会計における、財源不足を補うための繰出金の増 下水道事業会計繰出金 25,674千円	25,674				
				10	霞ヶ浦総合公園整備事業費	1,482			1,482	霞ヶ浦総合公園整備事業(都市整備課) ・産業文化事業団の人事異動による人件費の増に伴う指定管理料の増 指定管理料 1,482千円	1,482				
8	消費費	1	消防費	1	常備消防費	2,002			2,002	常備消防総務事業(消防本部) ・令和4年10月採用職員4名に対して制服及び防火衣等の支給をするための消耗品費の増 消耗品費 2,002千円	2,002				
						1,034		1,000	34	常備消防警防救急事業(消防本部) ・救急活動に使用する使用頻度が高い消耗品を購入するための消耗品費の増 消耗品費 1,034千円 【歳入】 衛生費寄附金 1,000千円	1,034				

9 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	21,566			21,566	学務課管理(学務課) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気・ガス)の増 光熱水費 21,566千円	21,566
		3 学校建設費	▲ 22,284			▲ 22,284	小学校施設大規模改造事業(教育総務課) ・トイレ改修に係る実施設計業務の内製化に伴う委託料の減 委託料 ▲22,284千円	▲ 22,284
			8,921			8,921	小学校長寿命化改良事業(教育総務課) ・神立小学校長寿命化改良工事について追加工事が必要となったことに伴う 工事請負費の増 工事請負費 8,921千円	8,921
	3 中学校費	1 学校管理費	5,489			5,489	学務課管理(学務課) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気・ガス)の増 光熱水費 5,489千円	5,489
		3 学校建設費	▲ 12,686			▲ 12,686	中学校施設大規模改造事業(教育総務課) ・トイレ改修に係る実施設計業務の内製化に伴う委託料の減 委託料 ▲12,686千円	▲ 12,686
	4 社会教育費	3 ふるさと歴史の広場管理費	1,065			1,065	ふるさと歴史の広場管理事業(上高津員塚) ・燃料価格の高騰に伴う燃料費及び光熱水費(電気)の増 燃料費 545千円 光熱水費 520千円	1,065
		4 芸術文化振興費	452			452	美術品展示室管理運営事業(文化振興課) ・燃料価格の高騰に伴う負担金(電気)の増 負担金 452千円	452
		5 市民会館管理費	▲ 3,084			▲ 3,084	市民会館管理運営事業(文化振興課) ・産業文化事業団の人事異動による人件費の減及び委託料の減に伴う指定 管理料の減 指定管理料 ▲3,084千円	▲ 3,084
		6 公民館費	725			725	新治地区公民館管理運営事業(新治地区公民館) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 725千円	725
		7 生涯学習館費	2,693			2,693	生涯学習館事業(生涯学習課) ・産業文化事業団の人事異動による人件費の増及び光熱水費(電気・上下水道) の増に伴う指定管理料の増 指定管理料 2,693千円	2,693
		9 図書館費	4,500			4,500	図書館管理運営事業(図書館) ・燃料価格の高騰に伴う負担金(電気)の増 負担金 4,500千円	4,500
		5 保健体育費	2 社会体育振興費	▲ 6,435			▲ 6,435	スポーツ及び運動競技推進事業(スポーツ振興課) ・市民体育祭中止に伴う委託料の減 委託料 ▲6,435千円
		3 体育施設費	984 既存予算の財 源更正含む	▲ 10,924		302	11,606	体育施設維持管理(スポーツ振興課) 984 ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増及び講座の中止による霞ヶ浦 文化体育会館等管理委託料等の減 光熱水費 3,034千円 委託料(霞ヶ浦文化体育会館) ▲1,032千円 委託料(水郷プール) ▲1,018千円 ・令和4年度水郷プール利用状況の実績に応じた歳入の補正 【歳入】 水郷プール使用料 302千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国庫支出金) ▲10,924千円
	5 学校給食費	6,752			6,752	土浦市立学校給食センター管理運営事業 (学校給食センター) ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 6,752千円	6,752	
人件費補正		6,864				6,864	6,864	
人件費繰出金		2,199				2,199	2,199	
合計		191,161	13,856	0	6,016	171,289	一般財源 ●財政調整基金繰入金 171,289千円	171,289

特別会計

(単位:千円)

会計名	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
駐 車 場	3,300			3,300	0	市営駐車場管理運営事業(都市整備課) 3,300 ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 3,300千円 【歳入】 駐車場使用料 3,300千円
小 計	3,300	0	0	3,300	0	
国 民 健 康 保 険	7,342				7,342	保険給付費等交付金償還金事業(国保年金課) 7,342 ・平成29年度国民健康保険調整交付金の過大交付分を返還するための償還金の増 償還金 7,342千円
小 計	7,342	0	0	0	7,342	
下 水 道 事 業	20,502				20,502	下水道管渠維持管理事業(下水道課) 20,502 ・人孔・公共樹等の老朽化による破損を未然に防止するための修繕費の増及び燃料価格の高騰に伴う動力費(電気)の増 修繕費 19,535千円 動力費 967千円
	5,172				5,172	ポンプ場維持管理事業(下水道課) 5,172 ・燃料価格の高騰に伴う動力費(電気)の増 動力費 5,172千円
小 計	25,674	0	0	0	25,674	
農 業 集 落 排 水 事 業	9,825				9,825	農業集落排水事業(下水道課) 9,825 ・燃料価格の高騰に伴う光熱水費(電気)の増 光熱水費 9,825千円
小 計	9,825	0	0	0	9,825	
歳出合計	46,141	0	0	3,300	42,841	一般財源の内訳 42,841 ●国民健康保険財政調整基金繰入金(国民健康保険) 7,342千円 ●一般会計繰入金(下水道) 25,674千円 ●一般会計繰入金(農業集落排水事業) 9,825千円
人件費補正	5,181				5,181	5,181
(うち水道会計)	(2,982)				(2,982)	(2,982)
歳出合計	51,322	0	0	3,300	48,022	一般財源の内訳 48,022 ●国民健康保険財政調整基金繰入金(国民健康保険) 7,342千円 ●一般会計繰入金 37,698千円 ●過年度損益勘定留保資金 外(水道会計) 2,982千円

【指定管理者の指定 1件】

【参考】 地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

1 議案第89号 土浦市駐車場の指定管理者の指定について

施設の名称	指定する団体等の名称	指定期間	債務負担行為限度額(千円)
土浦市駅東駐車場 土浦市駅西駐車場 土浦市駅東口広場駐車場 土浦市荒川沖駅東口広場駐車場 土浦市荒川沖駅西口広場駐車場	タイムズ24・タイムズサービス・太平ビルサービス・サンエス警備保障共同企業体	R5.4.1～ R10.3.31	

【契約・財産の取得 2件】

【参考】 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

第2条 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約

第3条 予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、売払い
(土地については、1件5,000平方メートル以上)

1 議案第90号 神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結について

区分	事項
名称	神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約
工事場所	土浦市中神立町地内
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・RC造3階建 延べ面積1,657㎡ ・外部改修工事 屋根改修、外壁改修、開口部改修 ・内部改修工事 特別教室内部改修、屋内運動場内部改修、内断熱改修、建具改修、舞台装置改修 他
変更契約金額	変更前 312,400,000円 変更後 321,321,000円 8,921,000円の増(アスベスト撤去工事等)
契約の相手方	土浦市東崎町11番5号 株式会社山本工務店 代表取締役 山本 和男

2 議案第91号 財産の取得について（土浦消防署配置高規格救急自動車購入）

区分	事項
名称	土浦消防署配置高規格救急自動車購入
契約金額	34,868,900円
契約の相手方	茨城県ひたちなか市東石川 3592 番地 10 コーケンネットワークス株式会社 代表取締役 金沢 泉
契約の方法	指名競争入札

【訴えの提起 2件】

【参考】 地方自治法 第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

1 議案第92号 訴えの提起について

生活保護法第63条に基づく不正受給に係る返還金の未納分の返還を求める訴えの提起

訴訟対象者	甲：土浦市男性
請求の趣旨	甲は、平成20年9月11日から現在まで生活保護を受給している。受給期間中に母死亡に伴う遺産分割協議の代償金を受け取ったが、収入申告をしておらず、不正に生活保護費を受け取っていた事が発覚したため、生活保護法第63条に基づき、支給済み生活保護費の返還を求める。
請求額	1,203,973円
事件の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月1日甲名義の口座に母死亡に伴う遺産分割協議の代償金として2,607,453円が振り込まれた。 同年4月9日差出人不明の遺産分割申立事件の審判書写し及び振込依頼書写しが土浦市社会福祉課宛てに郵送で届く。 同年5月10日甲からの収入申告も無いため、甲宅を訪問のうえ、事実関係を確認したが、代償金の返還については納得しなかった。 平成31年2月12日ケース診断会議（土浦市福祉事務所内の会議）において、上記金額のうち、振込日以降の生活保護費支給分である1,403,480円については、生活保護法第78条を適用し、残りの1,203,973円については、生活保護法第63条を適用して費用返還を求めることになった。 その後、再三に渡り返還を求めるも、甲は一切応じる様子もなく、現在も生活保護を受給している。任意での本件債務の返還見込みが希薄であるため、訴訟を提起する。

2 議案第93号 訴えの提起について

交通事故による被害者（土浦市国民健康保険の被保険者）の保険給付に係る費用を加害者（第三者）に損害賠償等の請求を求める訴えの提起

訴訟対象者	甲：東京都国分寺市 女性 乙：東京都文京区 株式会社（運行供用者）
請求の趣旨	(1) 平成30年11月2日に土浦市国民健康保険の被保険者（以下「被害者」という。）が道路を横断歩行中、甲が運転する自動車が被害者に衝突し、被害者が受傷した。 (2) 土浦市は国民健康保険法第64条第1項の規定により、被害者が事故の加害者である甲及びその運行供用者の乙に対して有する損害賠償の請求権を取得した。 (3) 土浦市は、甲及び乙へ取得した債権の支払いを求めたが、支払われないため、甲及び乙に対し訴えを提起する。
請求額	(1) 甲及び乙に対し、損害賠償金の支払いを求める。 (2) 上記の金額につき、保険給付日の翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求める。 (3) 甲及び乙に対し、訴訟費用の負担を求める。
事件の概要	<ul style="list-style-type: none">平成30年11月2日に被害者が道路を横断していた際に甲の運転する自動車に衝突され、受傷し、その後、高次脳機能障害で意思疎通不可の状態となり、回復の可能性が低いとのことで、後遺障害1級1号に認定された。甲及び乙の損害保険会社は、症状固定までの治療費は応償するとのことであるが、将来にわたって生命維持のための常時医療、介護を要することから、症状固定以降の医療費についても保険給付を行った分について求償する。市顧問弁護士へ法律事務の委任をし、甲及び乙に対して損害賠償の請求に関する和解交渉を再三行ったものの、症状固定日以降の治療費について支払いに応じないことから、被害者による訴えの提起に合わせて訴訟を提起し、併合審理を求める。